

新座市指定特定相談支援事業者及び指定障がい児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 9 日

新座市長 並 木 傑



新座市規則第 8 号

新座市指定特定相談支援事業者及び指定障がい児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

新座市指定特定相談支援事業者及び指定障がい児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成 24 年新座市規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(指定の<u>揭示</u>) <u>第 2 条</u> 指定特定相談支援事業者及び指定障がい児相談支援事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の入口その他公衆の見やすい場所に揭示するものとする。 (<u>廃止の届出等</u>) <u>第 3 条</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 60 第 2 項及び第 3 項並びに児童福祉法施行規則第 25 条の 26 の 7 第 2 項及び第 3 項の規定による届出は、<u>新座市指定事業廃止・休止・再開届出書</u>により行うものとする。	(指定の申請等) <u>第 2 条</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 20 及び児童福祉法第 24 条の 28 の規定による申請は、<u>新座市指定特定相談支援事業所・指定障がい児相談支援事業所指定申請書</u>により行うものとする。 2 指定特定相談支援事業者及び指定障がい児相談支援事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の入口その他公衆の見やすい場所に揭示するものとする。 (<u>変更の届出等</u>) <u>第 3 条</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 25 第 3 項及び第 4 項並びに児童福祉法第 24 条の 32 の規定による届出は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 34 条の 60 及び児童福祉法施行規則第 25 条の 26 の 7 に規定する事項の変更に係るもの</u>にあっては新座市指定内容変更届出書により、事業の廃止、休止又は再開に

係るものにあつては新座市指定事業廃止・休止・再開届出書により、それぞれ行うものとする。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。